第五次
取手市男女共同参画計画
（案）

2027（令和9）年度～2031（令和13）年度

取手市

2027（令和9）年３月

目次

第1章　計画策定にあたって（目的と現状）　1

1　計画策定の趣旨　2
2　社会情勢・その他、取り巻く現状　3
3　男女共同参画に関する意識調査結果　4
4　前計画の進捗と評価　4

第2章　計画の基本的な考え方　7

1　計画の基本理念　8
2　目指す姿　8
3　計画の期間　9
4　計画の位置づけ　9
5　計画の基本目標　10
6　計画の体系　11

第3章　施策の展開　15

主要課題　1．政策・方針決定過程への女性の参画拡大　16
主要課題　2．仕事と生活の調和の推進　19
主要課題　3．あらゆる暴力を許さない社会づくり　22
主要課題　4．生涯にわたる健康の支援　26
主要課題　5．男女共同参画の視点に立った防災対策　29
主要課題　6．日本人市民と外国人市民がわかり合える環境整備　31
主要課題　7．男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援　35
主要課題　8．教育・啓発活動を通じた市民の意識改革・理解促進　36

第4章　計画の推進体制　40

1．男女共同参画センターの機能を担う体制の確保　41
2．取手市男女共同参画審議会　42
3．取手市男女共同参画庁内推進会議　42
4．進行管理と進捗状況の公表　42
5．取手市男女共同参画苦情処理員　43
6．条例、施行規則　44

資料編　58

第１章

計画策定にあたって（目的と現状）

１　計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しており、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

市では、2000（平成12）年3月に「取手市男女共同参画基本計画・女と男ともに輝くとりでプラン（以下「第一次計画」という。）」を策定し、以降、様々な施策を進めてきました。この間、2005（平成17）年1月には、「取手市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進してきました。

これまでの取り組みにより、**第1章　４　前計画の進捗と評価（【第四次計画　目標値の達成状況】）**に掲げる第四次計画の成果指標では、一定の成果を見せているものの、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）はいまだ男女双方に根強く残っており、男女共同参画社会の実現の障壁となっています。また近年、著しく増加している外国人市民に対する地域住民の関心は高く、多文化共生社会への早急な対応が求められています。そのような中、2024（令和6）年11月に市は茨城県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」の趣旨に賛同し、ダイバーシティ社会の実現を目指すため、同宣言への登録を行いました。

これら社会動向や、男女共同参画の関連法令、そして前計画の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現を加速するため、第五次計画を策定するものです。


子育て支援


市民協働講座


親子料理教室


イベント実行委員会


清掃ボランティア活動


日本語学校

2 社会情勢・その他、取り巻く現状

国際的な動き

国連が掲げる SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の目標 5「ジェンダー平等を実現し、すべての女性と女児の能力強化を図る」は、世界的な男女共同参画の推進において重要な指針となっています。

各国がこの目標を達成するために、女性の政治参加、経済的エンパワーメント、教育機会の拡大などに取り組んでいます。

日本国内の動き

1999（平成11）年に制定された「男女共同参画基本法」（以下「基本法」という。）に基づき、男女共同参画社会の実現を目指す取り組みが進められています。これまでの取り組みにより、女性の就業率については、いわゆる『M字カーブ』がほぼ解消し、男性の育児休業の取得率が向上したほか、女性に対する暴力についても、各種の支援体制が拡充されるなど、大きな進捗がありました。

一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するいわゆる『L字カーブ』問題が続いており、政策や方針決定過程への女性の参画拡大などについては、進展に遅れが見られます。

また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っていることや、今もなお育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、両立のしづらさや特に女性において着実なキャリア形成が困難となる状況がみられるなど、多くの課題が残っています。

茨城県の動き

県は、2019（令和元）年に都道府県では初めてとなる、性的少数者（LGBT）のパートナー同士を夫婦に相当する関係として公認する「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を導入しました。また2021（令和3）年には、性別や国籍等に関わらず多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に取り組むため、「いばらきダイバーシティ宣言」を発表しています。

現在は、急速な人口減少や少子高齢化が進む中で、外国人から選ばれる茨城づくりを推進するため、多文化共生の取り組みを推進しています。



いばらきパートナーシップ宣誓制度の概要

3 男女共同参画に関する意識調査結果

2025（令和7）年度に、市内に居住する18歳以上の男女2,500人及び10人以上の従業員を雇用する587か所の市内事業所に対し、男女共同参画に関する意識調査を行いました。調査結果は、第3章 施策の展開に掲げる施策に反映し、取り組みを進めます。

意識調査結果の全容は、取手市ホームページに掲載しています。
『男女共同参画意識調査結果（令和7年度実施）』
https://www.city.toride.ibaraki.jp/shimin-kyodo/shise/jinken-danjo/danjo/ishiki-chousa.html

4 前計画の進捗と評価

第四次計画では、3つの基本目標と9つの主要課題を設定し、146の取り組みに対し、担当課別の自己評価により172の事業評価を毎年度実施（前年度実施分）しています。

成果指標	2022（令和4）	2023（令和5）	2024（令和6）	2025（令和7）
A 十分に成果を上げている	118 事業（68.6%）	126 事業（73.2%）	48 事業（27.9%）	59事業（34.3%）
B 一定の成果を上げている	51 事業（29.6%）	45 事業（26.2%）	39 事業（22.7%）	53事業（30.8%）
C あまり効果が上がっていない	1 事業（0.6%）	0 事業（0%）	2 事業（1.2%）	3事業（1.8%）
D 実施していない又は、ほぼ実施できなかった	0 事業（0%）	0 事業（0%）	0 事業（0%）	0事業（0%）
－ 評価不能	コロナ禍で事業が「すべて」中止		・成果が現れにくい ・単年度での評価ができない ・不可抗力により事業が中止または未実施	
	2 事業（1.2%）	1 事業（0.6%）	83 事業（48.2%）	57事業（33.1%）
合計事業数	172 事業	172 事業	172 事業	172 事業

第四次取手市男女共同参画計画(2022(令和4)年度～2026(令和8)年度)【目標値の達成状況】

基本目標	主要課題		指標	現況値	目標値	実績	
				2020(令和2)年度	2026(令和8)年度	2025(令和7)年度	達成率
1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	1【重点】政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	1	市の各種審議会等における女性委員の割合	29.5%	35%以上	24.5%	70.0%
		2	市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	25.0%※特定事業主行動計画2025(令和7)年度目標値	17.2%	68.8%
	2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	3	【重点】ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度	43.8%	50%以上	48.2%	96.4%
		4	【重点】市職員の年次有給休暇平均取得日数	13.0日	14.0日※特定事業主行動計画2025(令和7)年度目標値	15.1日	107.9%
	3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	5	家庭における男女の平等感	①「平等と思う」割合26.3% ② ①の男女差:11.4ポイント女性が少ない	①36%以上 ②8ポイント差以内	①15.5% ②9.8ポイント差	①43.1% ②81.6%
		6	【重点】男性の家事に費やす平均時間(1日あたり)	平日42.4分 休日67.6分	平日60分 休日90分	(調査実績なし)	
2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	4【重点】あらゆる暴力を許さない社会づくり	7	相談従事者のDVに関する研修参加回数	年0回	年1回	年3回	300%
		8	受けたDVについて「どこに相談してよいのかわからなかった」と答える人の割合	11.9%	10%未満	10.6%	94.3%
	5【重点】様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	9	高等職業訓練促進給付金等事業受給者数	5人/年	9人/年	7人	77.8%
		10	地域包括支援センター総合相談件数(延件数)	26,993件/年	36,000件/年	37,871件/年	105.2%
		11	障害者の就労支援・通所支援対応者数	649人	914人	983人	107.5%
	6 生涯にわたる健康の支援	12	子宮がん検診受診率	7.4%	9.5%	9.7%	102.1%
		13	乳がん検診受診率	9.1%	13.6%	11.6%	85.3%
		14	前立腺がん健診受診率	14.0%	18.0%	9.7%	53.9%
		15	肺がん検診受診率	17.8%	29.3%	13.6%	46.4%
		16	大腸がん検診受診率	7.9%	10.0%	7.7%	77.0%
		17	プレママ・プレパパ教室参加者数(延人数)	214人	230人	326人	141.7%
	7 男女共同参画の視点に立った防災対策	18	女性の防災士資格取得人数	累計4人	累計10人	累計11人	110%
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の視点に立った意識改革	19	「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考えに対する50歳代以上の肯定的な意見の割合	①「そう思う」平均2.4% ②「どちらかといえばそう思う」平均15.4%	(①②ともに)2020(令和2)年度と比較し減少	①平均2.5% ②平均10.2%	①96% ②151%
		20	市の男女共同参画事業の認知度	①取手市男女共同参画計画:9.8% ②取手市男女共同参画推進条例:6.9% ③取手市男女共同参画紙「風」:7.1%	①15.0% ②12.0% ③12.0%	①11.8% ②7.4% ③4.2%	①120.4% ②107.2% ③59.2%
		21	人権教室への参加者数	686名※コロナ禍で中止につき2019(令和元)年度実績	720名	119名	16.5%
	9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	22	教育相談部会を定期的に実施してる公立学校数	①小学校14校 ②中学校6校	①14校 ②6校	①14校 ②6校	①②100%
		23	職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	①小学校9校 ②中学校6校 ※コロナ禍で中止につき2019(令和元)年度実績	①14校 ②6校	①11校 ②6校	85%
		24	【重点】学校における男女の平等感「平等と思う」割合	61.3%	70%以上	59.8%	85.4%

第２章

計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念

取手市男女共同参画推進条例第3条に掲げる基本理念に基づき、本計画では次の基本理念を設定します。

すべての人が家庭・地域・職場のあらゆるところで

(1) 性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、個人としての人権が尊重されること

(2) 男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活および家庭生活以外の活動を行うことができること

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした国際的な取組との協調を感じることができること

2　目指す姿

本市では第六次取手市総合計画「とりで未来創造プラン2024」において、「多様性を認め合う平和な社会」を重点施策に位置づけています。本計画の目指す姿は、総合計画との整合性や、これまでの男女共同参画推進の取組みとの連続性から、第四次計画の目指す姿を引き継ぎつつ、本市が登録する「いばらきダイバーシティ宣言」の考え方を取り入れ、次のとおり設定します。

【 計画の目指す姿 】

多様な属性や生き方を認め合い、誰もが安心して自分らしく輝けるまち取手

3 計画の期間

2027(令和9)年度～2031(令和13)年度までの5年間



4 計画の位置づけ

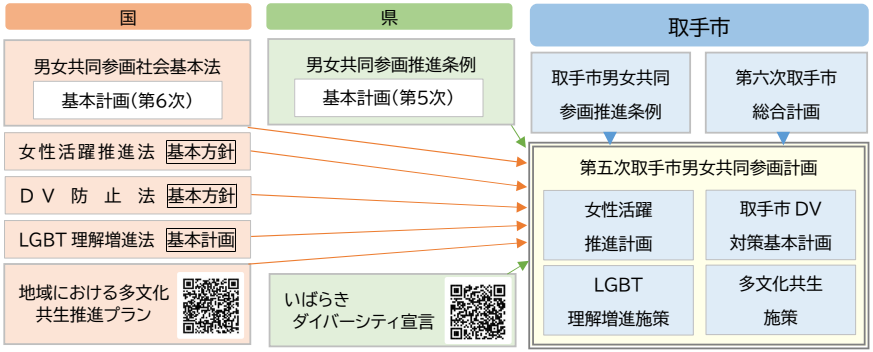
(1) この計画は、以下の法令および条例に基づいて策定する計画です。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項(市町村男女共同参画計画)
- 「取手市男女共同参画推進条例」第9条第1項(男女共同参画計画)

資料編に掲載
(44ページ～)

(2) この計画は、以下の法令に基づく計画を含みます。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項(市町村推進計画)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)第2条の3第3項(市町村基本計画)
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)第5条(施策)



5 計画の基本目標

第2章 2 目指す姿に掲げる男女共同参画社会を実現するために、第1章 計画策定にあたって(目的と現状)の内容を踏まえ、取り組むべき施策の主要な柱として、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 誰もが活躍できる環境づくり

仕事と家庭の両立支援、固定的性別役割分担意識の解消等により、誰もがあらゆる分野に参画しその能力を十分に発揮し活躍できるよう整備を進めます。

●関連法令・計画等

【女性活躍推進法の推進計画】／【いばらきダイバーシティ宣言】／
【特定事業主行動計画】

基本目標 2 誰もが安心して暮らせる環境づくり

暴力防止・健康支援・防災対策・多文化共生といった特に重点的となる施策を絞り、多様な幸せ(well-being)の実現に向けた整備を進めます。

●関連法令・計画等

【取手市 DV 対策基本計画】／【外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ】
【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】／(その他、市の各個別計画)

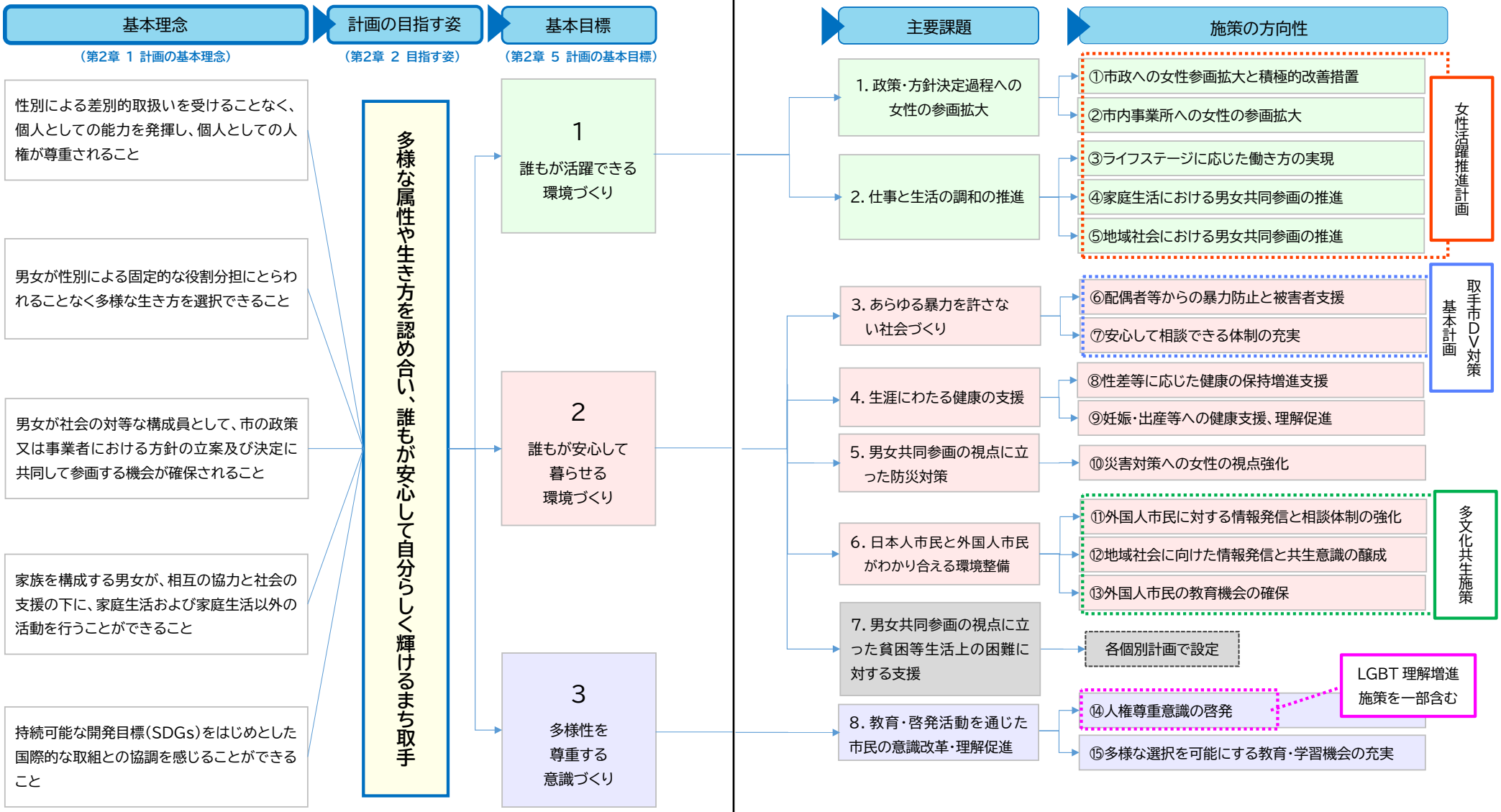
基本目標 3 多様性を尊重する意識づくり

無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消など、男女共同参画・多文化共生社会の実現に向けた意識改革の推進を図ります。

●関連法令・計画等

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】／【LGBT 理解増進法】／
【いばらきダイバーシティ宣言】／【多文化共生推進施策】

6 計画の体系


基本理念
（第2章 1 計画の基本理念）
計画の目指す姿
（第2章 2 目指す姿）
基本目標
（第2章 5 計画の基本目標）
性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、個人としての人権が尊重されること
男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること
男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること
家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活および家庭生活以外の活動を行うことができること
持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした国際的な取組との協調を感じることができること
多様な属性や生き方を認め合い、誰もが安心して自分らしく輝けるまち取手
1
誰もが活躍できる環境づくり
2
誰もが安心して暮らせる環境づくり
3
多様性を尊重する意識づくり
主要課題
施策の方向性
1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 仕事と生活の調和の推進
①市政への女性参画拡大と積極的改善措置
②市内事業所への女性の参画拡大
③ライフステージに応じた働き方の実現
④家庭生活における男女共同参画の推進
⑤地域社会における男女共同参画の推進
女性活躍推進計画
3. あらゆる暴力を許さない社会づくり
4. 生涯にわたる健康の支援
5. 男女共同参画の視点に立った防災対策
⑥配偶者等からの暴力防止と被害者支援
⑦安心して相談できる体制の充実
⑧性差等に応じた健康の保持増進支援
⑨妊娠・出産等への健康支援、理解促進
⑩災害対策への女性の視点強化
取手市DV対策基本計画
6. 日本人市民と外国人市民がわかり合える環境整備
⑪外国人市民に対する情報発信と相談体制の強化
⑫地域社会に向けた情報発信と共生意識の醸成
⑬外国人市民の教育機会の確保
多文化共生施策
7. 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援
各個別計画で設定
8. 教育・啓発活動を通じた市民の意識改革・理解促進
⑭人権尊重意識の啓発
⑮多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
LGBT 理解増進施策を一部含む

第五次取手市男女共同参画計画(2027(令和9)年度～2031(令和13)年度)【指標一覧】

基本目標	主要課題	施策の方向性	継続/新規
1 誰もが活躍できる環境づくり	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 市政への女性参画拡大と積極的改善措置	継続
			新規
			継続 ※1
			新規 ※1
			新規 ※1
			新規 ※1
			新規
		② 市内事業所への女性の参画拡大	新規 ※2
			新規 ※2
	2. 仕事と生活の調和の推進	③ ライフステージに応じた働き方の実現	新規
			新規
			新規 ※2
		④ 家庭生活における男女共同参画の推進	継続
		⑤ 地域社会における男女共同参画の推進	新規 ※2
2 誰もが安心して暮らせる環境づくり	3. あらゆる暴力を許さない社会づくり	⑥ 配偶者等からの暴力防止と被害者支援	継続
		⑦ 安心して相談できる体制の充実	継続
	4. 生涯にわたる健康の支援	⑧ 性差等に応じた健康の保持増進支援	継続
			継続
			継続
		⑨ 妊娠・出産等への健康支援、理解促進	新規
	5. 男女共同参画の視点に立った防災対策	⑩ 災害対策への女性の視点強化	新規 ※2
			継続 ※2
	6. 日本人市民と外国人市民がわかり合える環境整備	⑪ 外国人市民に対する情報発信と相談体制の強化	新規 ※2
		⑫ 地域社会に向けた情報発信と共生意識の醸成	新規
		⑬ 外国人市民の教育機会の確保	新規
	7. 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援		
3 多様性を尊重する意識づくり	8. 教育・啓発活動を通じた市民の意識改革・理解 促進	⑭ 人権尊重意識の啓発	新規 ※3
			新規
		⑮ 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	継続

	指標	現況値 2025(令和7)年度	目標値 2031(令和13)年度	担当課
1	地方自治法(第202条の3)に基づく市の審議会等委員に占める女性の割合	24.5%	40%以上 60%以下	市民協働課
2	女性不在審議会数	5	0	市民協働課
3	女性管理職割合	17.2%	25%	人事課
4	女性係長職割合	18.6%	40%	人事課
5	男性職員の育児休業取得率	93.8%	40%	人事課
6	男性職員の育児参加のための休暇取得率	81.3%	80%	人事課
7	女性消防吏員割合	4.24%	10%	消防総務課
①	役員の女性割合が30%以上と答えた事業所の割合	30.2%		市民協働課
②	男性従業員の育児休業取得を奨励する事業所の割合	44.0%		市民協働課
8	保育所(園)入所の待機児童数	0人	0人	保育課
9	放課後子どもクラブの入所待機児童数	0人	0人	子ども青少年課
10	ファミリーサポートセンター活動件数	1,303件		こども政策課
11	家庭における男女の平等感(「平等と思う」割合)	15.5%	36%以上	市民協働課
③	市政協力員に占める女性割合	6.1%		市民協働課
12	受けたDVについて「相談先が分からなかった」割合	10.6%	10%未満	こども相談課
13	相談従事者のDVに関する研修参加回数	法改正あり年3回	年2回	こども相談課
14	特定健康診査受診率	41.8%	60%	国保年金課
15	30～64歳の乳がん検診受診率	10.5%	16%	保健センター
16	20～64歳の子宮頸がん検診受診率	8.7%	14%	保健センター
17	親子の絆づくりプログラム事業 参加率	37.8%	45%	保健センター
④	自主防災組織の会長に占める女性割合	2.19%		安全安心対策課
⑤	女性防災士資格取得人数(累計)	11人		安全安心対策課
⑥	国際交流イベントと外国人市民向けの相談事業	延べ640人		秘書課
18	「取手市には世代や文化、出身や言語など自分と異なる人々を理解する雰囲気がある」(「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」市民の割合)	30.4%	50%	市民協働課
19	外国人市民の不就学児童生徒数	0人	0人	学務課
活	人権啓発活動日数	38日	40日	市民協働課
20	社会全体における男女の平等感(「平等と思う」割合)	15.7%	20%	市民協働課
21	学校における男女の平等感(「平等と思う」割合)	59.8%	70%以上	市民協働課

(※1)目標値設定 ・・・・・・ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」
(※2)参考項目 ・・・・・・ 基本目標に関連する数値ではあるものの、外的要因による影響が大きいものや
(※3)活動目標量 ・・・・・・ 目標指標として数値化できない取組みは、想定事業量を設定します。

(計画期間:2026(令和8)年～2030(令和12)年)に掲げる数値目標を設定します。
数値目標を設定することが必ずしも適当ではないものについては、 数値の推移により状況を把握します。

第 3 章

施策の展開

主要課題 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

●現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が対等な構成員として「参画」する必要があります。女性は様々な分野で活動していますが、**第1章 4 前計画の進捗と評価(【第四次計画 目標値の達成状況】)**で示すとおり、市の管理職のうち、女性職員の割合は第四次計画の目標値を下回っており、政策・方針決定過程への参画はまだ十分でないのが現状です。

一方、**第1章 3 男女共同参画に関する意識調査結果**では、市内事業所における女性の活躍が広がりを見せていることが分かる結果を得ることができました。

○2025(令和7)年度事業所意識調査 結果概要(一部) ()内は2020(令和2)年度

質問	貴事業所の経営トップは、女性活躍を事業活動において重視していますか？	
回答	重視している(経営計画等への明文化の有無を問わず)	78.2%
	重視していない	19.8%

質問	貴事業所における管理・監督職の人数	
回答	(役員の女性割合が30%以上と答えた事業所の割合)	30.2%(26.5%)

質問	男性従業員が育児休業を取得することについて	
回答	男性従業員も積極的に取得すべきであり、奨励している	44.0%(24.1%)

質問	子どもが生まれた男性従業員のうち、育児休業を取得した割合と平均取得日数	
回答	育児休業を取得した割合	76.7%(20.0%)
	平均取得日数	98.6日(7.5日)

質問	女性管理職登用を促進するうえでの課題	
回答	女性自身が管理職になることを希望しない	34.5%(21.1%)
	必要な知識や経験・判断力を有する女性がいない	17.2%(21.6%)

女性の活躍は、持続的な企業競争力や企業価値の向上に資するものです。事業所に対しては、引き続き女性活躍の意義を啓発するとともに、女性自身が管理職を目指せるよう仕事と家庭の両立支援を促進する必要があります。また市役所も、市内事業所に先駆けて主体的かつ積極的に取り組みを進める必要があります。

施策の方向性 ① 市政への女性参画拡大と積極的改善措置

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
女性視点をより多く市政に反映することにより、市民のニーズのきめ細やかな把握や新しい発想による行政サービスの向上を実現し、もって持続可能な社会を実現すること。	【市民協働課】 ・地方自治法(第202条の3)に基づく市の審議会等委員に占める女性の割合:40%以上 60%以下 ・女性不在審議会数:0 【人事課】 ・女性管理職割合:25% ・女性係長職割合:40% ・男性職員の育児休業取得率:40% ・男性職員の育児参加のための休暇取得率:80% 【消防総務課】 ・女性消防吏員:10%

	施策の内容	担当課
1	市の審議会等への女性の積極的な登用を促進します。	市民協働課
2	政治分野へ女性が参画しやすくなるよう、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制の整備を進めます。	議会事務局
3	「特定事業主行動計画」に掲げる数値目標のとおり、女性の積極的な登用を図ります。	人事課
4 新規	職員の長時間労働の是正に努めます。	人事課
5 新規	人事配置において、性別による偏りや女性の妊娠・出産に伴うキャリア形成への影響に配慮するなど、適切に人材の育成を行います。	人事課
6 新規	育児・介護等をしながらでも当たり前にキャリア形成できる仕組みを構築します。	人事課

基本目標1 誰もが活躍できる環境づくり
主要課題 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性 ② 市内事業所への女性の参画拡大

目指す成果	参考項目
各事業所が、女性の活躍に関する状況を把握・分析の上、その課題解決に必要な取組を事業主行動計画に定め実行していくこと。	【市民協働課】 ・役員の女性割合が30%以上と答えた事業所の割合 2025(令和7)年度 現況値:30.2% ・男性従業員の育児休業取得を奨励する事業所の割合 2025(令和7)年度 現況値:44.0%

	施策の内容	担当課
7	男女共同参画や女性活躍に取り組む企業について情報発信し、意識高揚を図ります。	市民協働課
8	人材育成や、働く女性に関する情報を企業に提供し、女性の登用や活躍促進を支援します。	産業振興課
9	女性活躍を推進するため、一定規模以上の従業員を持つ企業に国が策定・周知等を義務づけている「一般事業主行動計画」について、国や県からの最新の制度情報や策定のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援します。	市民協働課 産業振興課
10	事業所に対して、ハラスメント防止に対する情報の提供や、意識の啓発を実施します。	市民協働課

主要課題 2. 仕事と生活の調和の推進

●現状と課題

家庭生活等における固定的性別役割分担意識を解消するためには、職場におけるライフステージに応じた働き方の実現に向けた支援と併せて、家事や育児・介護、地域活動について家族で話し合い、不平等感や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を払拭することが重要です。**第1章 3 男女共同参画に関する意識調査結果**では、仕事と家庭生活等の優先度は男女ともに「両立」を重視するという答えが最も多い結果となりました。

○2025(令和7)年度市民意識調査 結果概要(一部) ()内は2020(令和2)年度

質問	(仕事と家庭生活等の優先度について)	
回答	あなた(理想) 「仕事」と「家庭生活等」の両立を重視	57.3%(34.8%)
	あなた(現実) 「仕事」と「家庭生活等」の両立を重視	37.8%(14.6%)

一方で、家庭生活における役割分担についてパートナーと話し合ったことがあるかを質問したところ、回答が割れる結果となりました。

質問	家事・子育て・介護・看護への関わりや役割分担について配偶者・パートナーと話し合ったことはありますか?	
回答	話し合ったことがある	46.8%
	話し合ったことがない	46. 9%

また、「女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと」として、回答の上位3つは以下のとおりとなりました。

質問	(女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと)	
回答	職場の配慮(シフト編成や休暇取得など)	21.0%
	男性の抵抗感の解消	20.4%
	女性自身の抵抗感の解消	18.9%

引き続き、家庭生活等における固定的性別役割分担意識を解消するための意識啓発やきっかけづくりを支援する必要があります。

基本目標1 誰もが活躍できる環境づくり
主要課題 2. 仕事と生活の調和の推進

施策の方向性 ③ ライフステージに応じた働き方の実現

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できること。	【保 育 課】 保育所(園)入所の待機児童数:0人 【子ども青少年課】 放課後子どもクラブの待機児童数:0人

参考項目
【こども政策課】 ファミリーサポートセンター活動件数 2025(令和7)年度 現況値:1,303件

	施策の内容	担当課
11	ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて市民・事業所・市職員へ啓発を行います。	市民協働課 産業振興課 人事課
12	ファミリーサポートセンターを運営し、住民同士の助け合いにより、子育て家庭の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援します。	こども政策課
13	子育て等により離職し、再度の就労を希望する女性の再チャレンジを支援します。	産業振興課(企業) 保育課(保育施設)
14	関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するように情報提供や啓発を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促すのための意識啓発や情報提供を行います。	産業振興課 市民協働課
15	労働時間短縮等の生活環境改善のための「家族経営協定」(※)締結の働きかけや、新規で就農を希望する方への「就農相談」を実施します。	農政課
16	特定事業主行動計画に基づき、職員が各種休暇・休業制度を活用できるよう、仕事と家庭生活の両立を支援します。	人事課

※ 家族経営協定
家族で取り組む農業経営について、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境(労働時間、報酬等)などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

施策の方向性 ④ 家庭生活における男女共同参画の推進

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
男性が両立支援制度を活用することにより、家庭生活への更なる参画が促進されること。	【市民協働課】 家庭における男女の平等感 「平等と思う」割合:36%以上

	施策の内容	担当課
17	固定的性別役割分担意識を解消し、家族で家事や育児・介護を分担する意識の大切さを考えてもらう機会を提供します。	市民協働課 保健センター
18	関係機関と連携し、市内事業所において育児・介護休業取得の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。	産業振興課

施策の方向性 ⑤ 地域社会における男女共同参画の推進

目指す成果	参考項目
家族を構成する男女が互いに協力し、職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できること。	【市民協働課】 市政協力員に占める女性割合 2025(令和7)年度 現況値:6.1%

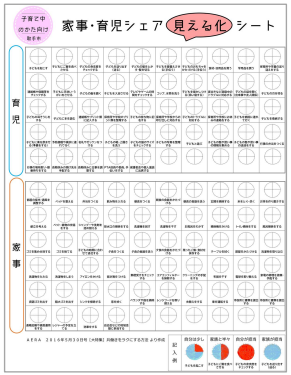
	施策の内容	担当課
19	男女が共に地域活動に参画することの意義について意識啓発を図ります。	市民協働課
20	NPOやボランティア団体の活動情報の収集や発信を通じ、団体活動の支援や地域活動への新たな参加者増進を図ります。	市民協働課 (市民活動支援)

チェック!

家事・育児シェア『見える化』シート

市では、パートナー同士が家庭内で理想の役割分担を見つけることを目的とした、「家事・育児シェア『見える化』シート」を作成しています。家事・育児の役割分担について、ご家族やパートナーと話し合ってみてはいかがでしょうか!

ダウンロード



主要課題 3. あらゆる暴力を許さない社会づくり

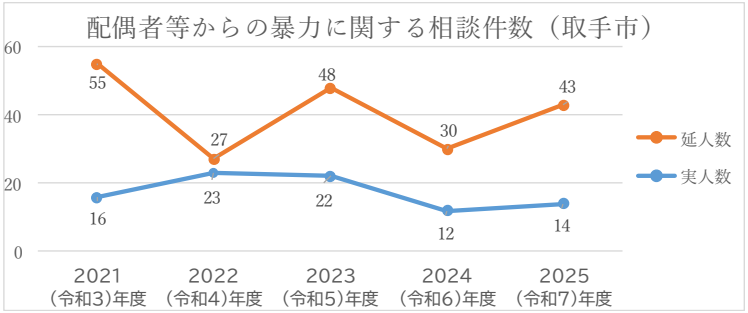
●現状と課題

DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶に向けては市民一人ひとりが DV を身近にある問題として考え、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが重要でありますが、**第1章 3 男女共同参画に関する意識調査結果**では、いずれかの暴力を受けた経験のある方の割合が2020(令和2)年度の調査時と比較し、おおむね横ばいの状況にあることが明らかになりました。

また、受けた暴力について「誰かに相談した」と回答された方の割合が「誰にも相談していない」と回答された方の割合を上回ったのは「殴られる、蹴られる」のみであり、その他の暴力では「誰にも相談していない」と回答された方が上回る結果となりました。

○2025(令和7)年度市民意識調査 結果概要(一部) ()内は2020(令和2)年度

質問	配偶者などから暴力を受けた経験 (婚姻届を出していない事実婚、別居中の夫婦、元配偶者、交際相手も含む)	
回答	大声で怒鳴る・暴言を吐かれる	15.0%(19.1%)
	何を言っても無視され続ける	8.6%(7.7%)
	人との付き合いを監視・制限される(外出や電話、SNS 等)	6.6%(7.5%)
	物を捨てられる、壊される	6.2%(2.9%)
	殴られる、蹴られる	5.5%(5.9%)
	意思に反する性的行為の強要	4.4%(4.7%)
	生活費を渡さないなどの経済的暴力	3.6%(3.1%)
	その他	1.9%(1.9%)
質問	暴力を受けた経験について、あなたが誰(どこ)にも相談しなかった理由	
回答	相談しても無駄だと思った	33.7%(34.8%)
	相談するほどのことではないと思った	30.8%(50.2%)
	自分さえ我慢すれば良いと思った	25.0%(22.9%)
	自分に悪いところがあると思った	21.2%(15.9%)
	恥ずかしくて誰にも言えなかった	18.3%(11.9%)
	他人を巻き込みたくなかった	15.4%(10.0%)
	誰(どこ)に相談してよいか分からなかった	10.6%(11.9%)
	思い出したくなかった	9.6%(9.5%)
	世間体を気にした	6.7%(5.0%)
	仕返しが怖かった	2.9%(5.5%)
	その他	4.8%(5.0%)

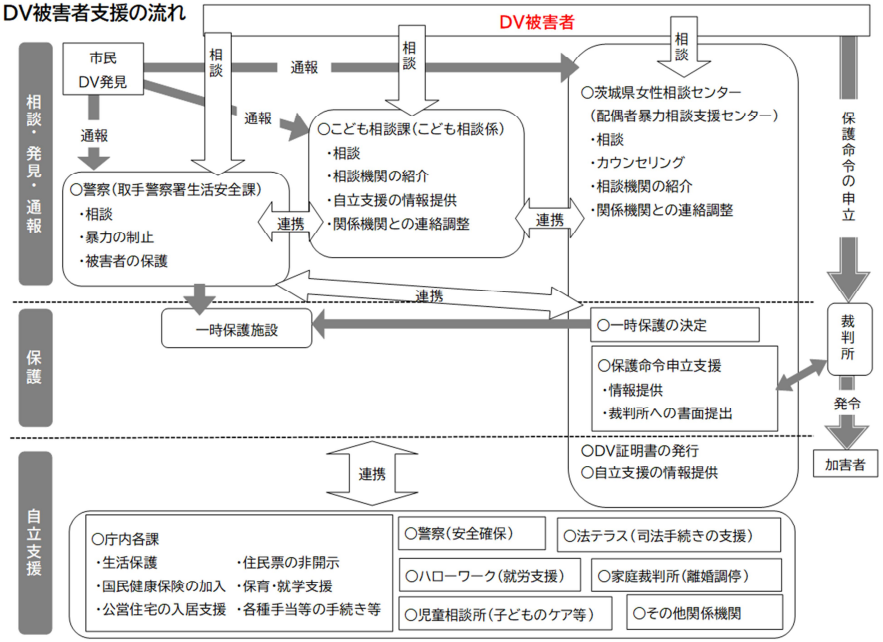


DV は、外部からの発見が困難であることから潜在化しやすく、被害者は、加害者からの報復や家庭の事情、自身が受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がない、どこに相談すればよいかわからない等の理由から相談に至らないことも多くあります。

このような背景や調査結果を踏まえ、引き続き DV 防止や被害者支援に関する啓発、相談先の周知に取り組んでいくことが重要です。

また、被害者の多様化・複雑化する相談ニーズに対応すべく、相談従事者の資質向上を図り、被害者が安心して相談できる体制を整えることも必要です。

DV被害者支援の流れ



施策の方向性 ⑥ 配偶者等からの暴力防止と被害者支援 【取手市 DV 対策基本計画】

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
配偶者からの暴力を受けた際の相談先を広く周知し、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である暴力根絶に向けた広報を積極的に行うことで、暴力は決して許さないという認識が広まること。	【こども相談課】 受けた DV について「相談先が分からなかった」割合：10%未満

	施策の内容	担当課
21	広報紙やホームページ等を活用して DV 防止に関する情報を周知します。	こども相談課 市民協働課
22	11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した DV 防止についての啓発強化を図ります。	こども相談課 市民協働課
23	DV を許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発や DV のある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	こども相談課 市民協働課 （市民相談）
24	若年層向けのデート DV 予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	こども相談課 市民協働課
25	DV 被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	こども相談課
26	4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び 11 月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	市民協働課 こども相談課

施策の方向性 ⑦ 安心して相談できる体制の充実 【取手市 DV 対策基本計画】

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
被害者の相談ニーズが多様化・複雑化するなか、被害者の立場に配慮しながら適切な相談・支援を実践すべく関係機関と緊密な連携を図るとともに、配偶者暴力被害者支援・DV 関連の研修等へ参加し、相談従事者の資質向上に努め、被害者が安心して相談できる体制が整備されること。	【こども相談課】 相談従事者の DV に関する研修参加回数： 年2回

	施策の内容	担当課
27	相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	こども相談課 各相談窓口所管課
28	県などの関係機関、庁内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	こども相談課 各相談窓口所管課
29	市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	こども相談課

主要課題 4. 生涯にわたる健康の支援

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに思春期、子育て期、更年期、老年期等のライフステージごとに性別によって異なる問題があることを理解するための、身体的特徴を踏まえた適切な支援が必要になります。特に、女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点がとりわけ重要です。

一方で、**第1章 3 男女共同参画に関する意識調査結果**では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する肯定的な意見の割合はやや低下していることが分かりました。

○2025(令和7)年度市民意識調査 結果概要(一部)　()内は2020(令和2)年度

質問	(話し合いにより最終的に子の数や出産について決めるのは女性である)	
回答	そう思うまたはどちらかといえばそう思う	45.3%(48.5%)
	そう思わないまたはどちらかと言えばそう思わない	39.3%(34.0%)

このような結果を踏まえ、引き続き男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることができるよう取り組みを進める必要があります。

また、認知度は低いものの、男性にも更年期障害がみられるほか長時間労働による健康への影響も指摘されています。2025(令和7)年中における自殺者は男性が女性のおよそ2倍となるなど、社会的要因への対策と併せ精神保健(メンタル・ヘルス)の視点からも支援していく必要があります。

	自殺者数	～19歳	20～39歳	40～59歳	60～歳	不詳
男性	13,176人	401人	3,184人	4,895人	4,662人	34
女性	6,012人	429人	1,521人	1,816人	2,241人	5
合計	19,188人	830人	4,705人	6,711人	6,903人	39

(出典:『令和7年中における自殺の状況』
厚生労働省自殺対策推進室　警察庁生活安全局生活安全企画課)

男女ともに、双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性を踏まえ、性差に応じた取り組みを進め、男女共同参画社会の形成を推進していくことが求められます。

施策の方向性 ⑧ 性差等に応じた健康の保持増進支援

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、性差医学に基づく健康を支援するための取組により、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深められること。	【国保年金課】 ・特定健康診査受診率:60% 【保健センター】 ・30～64 歳の乳がん検診受診率:16.0% ・20～64 歳の子宮頸がん検診受診率:14.0%

	施策の内容	担当課
30	生活習慣病の予防や疾病・各種がんの早期発見・治療を目的に検診の実施と普及啓発を行い、受診しやすい環境づくりにも努めます。	国保年金課 保健センター
31	思春期や性成熟期の方向けの講座や健診など、ライフステージに応じた健康づくりの普及・啓発を充実させます。	保健センター
32	身近な人の自殺のサインに気が付き、必要な支援につなげるための取り組みを進めます。	保健センター
33	こころの健康づくりに関する情報の提供・啓発や相談業務を実施します。	保健センター
34	健康づくりに関する情報提供などを通じ、市民が健康で幸せな生活ができるよう支援します。	健康づくり推進課

基本目標2 誰もが安心して暮らせる環境づくり
主要課題 4. 生涯にわたる健康の支援

施策の方向性 ⑨ 妊娠・出産等への健康支援、理解促進

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を図れる体制が構築されること。	【保健センター】 親子の絆づくりプログラム事業 参加率:45%

	施策の内容	担当課
35	母子の健康を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	保健センター こども相談課 健康づくり推進課
36	思春期からの正しい知識の普及、望ましい時期の妊娠・出産に向けた取り組みを展開します。	保健センター
37	妊娠を望んでいる男女が適切な医療を受けられるよう、不妊治療費の一部助成を行います。	保健センター
38 新規	性に関する知識とともに、心と体の変化や自分も相手も大切にする在り方などを学びます。	指導課

主要課題 5. 男女共同参画の視点に立った防災対策

●現状と課題

災害は、地震、津波、風水害等の自然要因とそれを受け止める側の社会要因により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なりますが、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じていました。平常時における社会の課題が災害時は一層顕著になって現れることからも、平常時からの防災対策への女性の参画は重要です。

また、防災対策には女性の視点だけでなく、外国人市民などの多様なニーズを汲み取り、物資の配布方法や避難所の設置・運営等に反映する必要があります。

他方、**第1章 3 男女共同参画に関する意識調査結果**では、防災活動も含めた地域活動への参加状況について質問したところ、地域活動に参加する市民の割合は減少傾向にあることが明らかとなりました。

○2025(令和7)年度市民意識調査 結果概要(一部)　()内は2020(令和2)年度

質問	(現在参加している活動)	
回答	参加している活動はない	62.6%(60.2%)
	町内会や自治会等の地域活動	16.9%(20.3%)
	趣味やスポーツの活動	12.7%(13.8%)
	幼稚園や保育園の保護者会、学校のPTA活動	8.3%(9.9%)

質問	(今後参加したい活動)	
回答	趣味やスポーツの活動	21.8%
	ボランティア活動	12.6%
	地域の仲間同士が集う研究会や勉強会	8.0%
	町内会や自治会等の地域活動	6.2%

地域活動に参加する市民が減少傾向にある中、男女共同参画の視点に立った防災対策の重要性について、引き続き様々な場面で啓発していく必要があります。

基本目標2 誰もが安心して暮らせる環境づくり
主要課題 5. 男女共同参画の視点に立った防災対策

施策の方向性 ⑩ 災害対策への女性の視点強化

目指す成果	参考項目
平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において女性視点が反映されること。	【安全安心対策課】 ・自主防災組織の会長に占める女性割合 2025(令和7)年度　現況値:2.19% ・女性防災士資格取得人数(累計) 2025(令和7)年度　現況値:11人

	施策の内容	担当課
39	防災訓練の実施や災害時の避難所運営に関して、女性や外国人市民の視点を取り入れます。	安全安心対策課 避難所開設・運営部門 (こども部、 健康福祉部、 教育委員会)
40	全国の男女共同参画センターや自治体の男女共同参画所管課と連携できる体制を形成します。	市民協働課
41	地域コミュニティに対しては「共助」の観点から、市民に対しては「自助」の観点から、地域における防災活動への女性の参画について啓発します。	市民協働課
42	女性消防団員による防災教育や救命講習のほか、女性の視点を活かした防災・避難グッズの展示など、新たな防災啓発活動を推進します。	消防本部総務課
43	防災会議等で女性の視点を十分に取り入れ、災害対応における公助の取組みに反映します。	安全安心対策課
44	地域防災活動を支える自主防災組織等に対し、避難訓練等を通じて男女共同参画の視点に立った防災活動や女性参画の重要性を啓発します。	安全安心対策課
45	地域の防災リーダーとして活動し、市の防災事業に貢献する防災士を育成するため、防災士の資格取得を支援します。	安全安心対策課

主要課題 6. 日本人市民と外国人市民がわかり合える環境整備

●現状と課題

2025(令和7)年12月末現在、日本国内の在留外国人数(※1)は410万人を超え、茨城県内では人口の10%を超える自治体もみられます。取手市の住民基本台帳の人口に占める割合は3.49%であり、10年前から2倍以上増加しています。在留外国人を含め、今後さらに増加が予測される外国人市民(※2)との共生社会の構築は急務となっています。

(※1)在留外国人数・・・出入国在留管理庁が把握している住居地の情報を基に、「中長期在留者」「特別永住者」を集計したもの。日本における主たる住居の所在地から算出される。
(※2)外国人市民・・・本計画では、留学生や育成就労生を受け入れる日本語教育機関等が多い本市の地域性から、本市への住民登録の有無を問わず、在学・在勤の外国人も広く含め、「生活者としての外国人」を市民と位置づけ、対象とする。また現在の国籍が外国籍とは限らず、日本国籍を取得した帰化者や、外国にルーツを持つ子ども(日本で生まれ日本国籍を持つが、親が外国籍の場合も含む)も含め施策の対象とするが、説明の冗長さを避けるため、「外国人市民」の標記で統一することとする。

○取手市の人口(2026(令和8)年9月末現在)(取手市住民基本台帳から)

国籍	人口	備考
日本		
外国		

左表のうち、在留資格別の上位5つ

市民課確認中

地域住民が互いに尊重し合い、安全で安心して暮らせる共生社会を実現するためには、日本人市民を含むすべての住民が、多文化共生の理念を共有し、共に支え合う姿勢を持つことが重要です。また外国人市民には、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努め、そして日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが求められます。行政には、これら日本人市民と外国人市民がわかり合える環境の整備が求められています。

基本目標2 誰もが安心して暮らせる環境づくり
主要課題 6. 日本人市民と外国人市民がわかり合える環境整備

施策の方向性 ⑪ 外国人市民に対する情報発信と相談体制の強化

目指す成果	参考項目
外国人市民が必要とする情報に迅速・円滑にアクセスでき、抱える困りごとを迅速に解決できること。	【秘書課】 国際交流イベントと外国人市民向けの相談事業 参加人数:延べ640人

	施策の内容	担当課
46	所管する事務(外国人市民向けの行政情報・生活情報)について、「やさしい日本語」による情報発信の充実と相談体制を整えます。 また、上記に該当しない文書においても、日常的な言葉で分かりやすい行政文書の作成を心がけます。	※主な担当課(組織機構順) 安全安心対策課 / 国保年金課 市民協働課 / 保健センター 市民課 / こども政策課 取手支所 / 保育課 藤代総合窓口課 / こども相談課 政策推進課 / 産業振興課 秘書課 / 環境対策課 魅力とりで発信課 / 管理課 文化芸術課 / 水とみどりの課 管財課 / 都市計画課 課税課 / 学務課 納税課 / 保健給食課 社会福祉課 / 生涯学習課 生活支援課 / 子ども青少年課 高齢福祉課 / スポーツ振興課 障害福祉課 / 図書館 健康づくり推進課 / 消防本部
47 新規	市職員に向けて「やさしい日本語」の有効性・有用性を発信します。	市民協働課
48	取手市国際交流協会と連携し、「外国人のための相談会」を開催します。	秘書課(取手市国際交流協会)

施策の方向性 ⑫ 地域社会に向けた情報発信と共生意識の醸成

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
地域の活性化や地域社会を共につくる担い手として外国人市民が受容され、全ての市民が安心して暮らせること。	【市民協働課】 「取手市には世代や文化、出身や言語など自分と異なる人々を理解する雰囲気がある」(「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」市民の割合):50%

	施策の内容	担当課
49 新規	外国人市民との共生社会の実現に向けた日本人市民の意識醸成および理解促進を図ります。	市民協働課
50 新規	地域コミュニティに向けて「やさしい日本語」の有効性・有用性を発信します。	市民協働課
51 新規	所管する事務について、外国人市民を受入れ、監理・監督する下記団体等と連携し多文化共生の取り組みを推進します。 ・登録支援機関【特定技能】 ・特定技能所属機関【特定技能】 ・特定技能所属機関以外に外国人を雇用している企業 ・監理支援機関【育成就労】 ・外国人技能実習機構 ・認定日本語教育機関(文科省) ・日本語教育機関(法務省告示校) ・大学・専修学校(専門学校) ほか ※なお、上記団体等が関係法令等を遵守していない又は国・県の方針に反していると疑われる場合は、出入国在留管理庁、警察ほか国・県への報告・連絡等、厳正に対応します。	※主な担当課(組織機構順) 安全安心対策課 市民協働課 秘書課(取手市国際交流協会) 生活支援課 高齢福祉課 障害福祉課 健康づくり推進課 保健センター 保育課 こども相談課 産業振興課 環境対策課 管理課 水とみどりの課 都市計画課 生涯学習課 子ども青少年課 スポーツ振興課 図書館 消防本部
52 新規	地域において多文化共生を推進するための調査・研究と課題の整理を行い、実現に向けた施策の検討を進めます。	市民協働課

基本目標2 誰もが安心して暮らせる環境づくり
主要課題 6. 日本人市民と外国人市民がわかり合える環境整備

施策の方向性 ⑬ 外国人市民の教育機会の確保

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
外国人市民が生活のために必要な日本語能力を身に付け、地域の習慣・社会制度に関する知識を習得することができる環境を整備する。	【学務課】 外国人市民の不就学児童生徒数: 0人

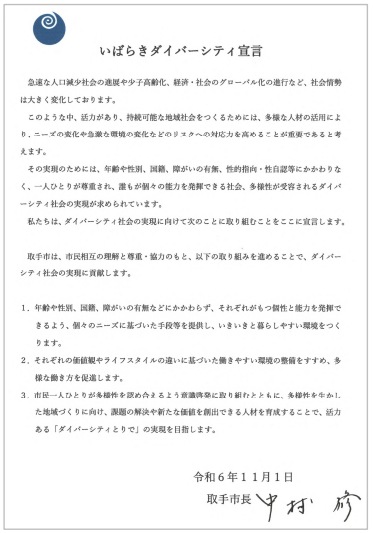
	施策の内容	担当課
53 新規	保育を必要とする外国人市民の未就学児に対する保育提供体制を確保します。	保育課
54 新規	外国人市民の子どもの就学状況を把握し、未就学の子どもについては就学相談を行い、義務教育への就学を希望する場合は就学につながるよう支援します。	学務課
55 新規	日本語指導が必要な帰国・外国人市民の児童生徒を対象とした言語習得のための翻訳機の貸し出しや学習の支援を行います。	指導課
56 新規	多様な資料の収集・提供や、多様な人的交流等により、多文化共生意識の醸成を図ります。	図書館
57	取手市国際交流協会と連携し、日本語教室を開催し、外国人市民の不安解消の手助けをします。	秘書課 (取手市国際交流協会)

チェック!

いばらきダイバーシティ宣言

取手市は、市民相互の理解と尊重・協力のもと、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、それぞれがもつ個性と能力を発揮できるよう、個々のニーズに基づいた手段等を提供し、いきいきと暮らしやすい環境をつくります。

いばらきダイバーシティ宣言の全文はこちら



いばらきダイバーシティ宣言

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化しております。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えます。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています。

私たちは、ダイバーシティ社会の実現に向けて次のことに取り組むことをここに宣言します。

取手市は、市民相互の理解と尊重・協力のもと、以下の取り組みを進めることで、ダイバーシティ社会の実現に貢献します。

1. 年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、それぞれがもつ個性と能力を発揮できるよう、個々のニーズに基づいた手段等を提供し、いきいきと暮らしやすい環境をつくります。
2. それぞれの価値観やライフスタイルの違いに基づいた働きやすい環境の整備をすすめ、多様な働き方を促進します。
3. 市民一人ひとりが多様性を認め合まるよう意識啓発に取り組むとともに、多様性を生かした地域づくりに向け、課題の解決や新たな価値を創出できる人材を育成することで、活力ある「ダイバーシティとりで」の実現を目指します。

令和6年11月1日

取手市長 中村 修

主要課題 7. 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援

●現状と課題

少子高齢化による人口減少が進み、社会保障制度の維持や医療介護の逼迫など様々な課題が顕在化しています。そのような中にあっても、児童扶養手当を受給するひとり親世帯や生活保護受給者、身体障害者手帳を所持する障害者など、生活上の困難を抱える方に寄り添い、誰ひとり取り残されない社会をつくることが求められています。

さらに近年、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化し、コロナ禍により様々な課題が顕在化しました。これを受け、2022(令和4)年5月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、2024(令和6)年4月に施行されました。

その基本理念は以下のとおりです。

(基本理念)

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

一方、貧困等生活上の困難に対する支援は福祉的な視点が強いことから、これら施策については本計画には盛り込まず、以下の個別計画等に基づき、適切に実施することとします。

◆関連計画等

【第三期取手市子ども・子育て支援事業計画】【取手市こども計画】【第 11 期取手市高齢者福祉計画】【第 10 期取手市介護保険事業計画】【取手市認知症施策推進計画】【第 3 期取手市成年後見制度利用促進基本計画】【取手市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画】【障害者福祉計画】【障害福祉計画】【障害児福祉計画】ほか

主要課題 8. 教育・啓発活動を通じた市民の意識改革・理解促進

●現状と課題

男女共同参画意識の形成には、人生の早い時期において学習したことや、経験したことが大きく影響します。特に幼少期の教育は、男女平等を含めた人権意識を育むにあたって大きな役割を担っています。**第1章 3 男女共同参画に関する意識調査結果**では、学校教育において力を入れるべき取り組みについて、以下の結果が得られました。

○2025(令和7)年度市民意識調査 結果概要(一部)　()内は2020(令和2)年度

質問	(学校教育(小・中学校)で、どのような取り組みに力を入れるべきと思うか)	
回答	性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムの作成	59.1%(44.0%)
	性暴力やセクシャルハラスメントについて相談できる環境の整備	47.8%(38.4%)
	男女の平等と相互理解について学習する授業	45.8%(54.8%)
	生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるよう配慮	45.2%(48.9%)

性についての教育や相談体制について関心が高まっていることが分かります。

このほか、学校でのジェンダー教育(自分の性別や性自認(心の性)に関する自己肯定感の向上など)が学校で行われることについて、どのように感じるかを自由意見で求めたところ、回答の**およそ8割が肯定的な意見**となりました。

なお、2025(令和7)年度調査から新たに選択肢として追加した「現在の取り組みで十分」は、**6.2%(男性 7.2%、女性 5.3%)**に留まりました。

引き続き、学校や地域社会など様々な場面において、SOGI(※)をはじめとした市民の人権尊重意識を高めていく必要があります。また同時に、多様な生き方を選択し社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向けた教育・学習機会を提供することが重要です。

(※)SOGI(ソジ)・・・性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと。ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

施策の方向性 ⑭ 人権尊重意識の啓発

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、市民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深められること。	【市民協働課】 社会全体における男女の平等感 (「平等と思う」市民の割合):20% 活動目標量 【市民協働課】 人権啓発活動日数:40日

	施策の内容	担当課
58	広く市民に対し、人権意識を高めるための情報を発信し、意識高揚を図り、人権尊重の理念に対する理解を深めます。	市民協働課(市民相談)
59	人権擁護委員と連携し、学校や地域に対する啓発活動を推進します。	市民協働課(市民相談)
60	人権擁護委員等による無料相談会(人権相談)を実施します。	市民協働課(市民相談)
61	SOGI の多様性に関する制度や事業について情報提供します。	市民協働課
62 新規	SOGI に対する差別の禁止や、パートナーシップ制度等に関する調査・研究を行い、LGBT 理解増進法に係る国の基本計画を踏まえた、新たな施策の検討を進めます。	市民協働課
63	児童生徒に対し、人権の尊重、男女平等、相互理解等について指導の充実を図ります。	指導課 教育総合支援センター
64	学校内における児童・生徒の悩みに対し、教員や養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。	教育総合支援センター
65	人権教育・SOGI の多様性・性教育・男女共同参画等の視点を養うための研修への教職員の積極的な参加を促進します。	指導課 教育総合支援センター
66	ハラスメントの防止、予防に重点を置いた市の職員研修等を実施します。	人事課
67	市職員が性の多様性を正しく理解するよう取り組みます。	人事課

基本目標3 多様性を尊重する意識づくり
主要課題 8. 教育・啓発活動を通じた市民の意識改革・理解促進

施策の方向性 ⑮ 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

目指す成果	2031(令和13)年度 目標指標
学校教育と社会教育において、教育基本法が掲げる男女の平等を重視する態度が養われ、かつ、より長い人生を見据え、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、様々な働き方、学び方、生き方を選べる社会の実現。	【市民協働課】 学校における男女の平等感 「平等と思う」割合:70%以上

	施策の内容	担当課
68	乳幼児の保育や幼児教育において、性別にかかわりなく、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女共同参画の視点に配慮し実施します。	保育課 学務課
69	児童・生徒が家庭の経済状況等によって進学機会や学習・意欲の差が生じないよう、相談体制の整備や取り組みを推進します。	教育総合支援センター
70	児童・生徒に体験的な学習の機会を提供し、一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図ります。	指導課
71	子どもたちが議会・議員活動に対する関心を深められる取り組みを進めます。	議会事務局
72	社会背景に沿った幅広い知識・教養を身に付けられるよう、公民館で女性学級を実施します。	生涯学習課(公民館)
73 新規	多様な資料の収集・提供や、講座の開催、学習室の提供等により、様々な働き方、学び方、生き方を学習できる機会を提供します。	図書館
74	国際交流活動への参加を促進するとともに、多様な価値観の養成や多文化共生意識の醸成を図ります。	秘書課
75	男女共同参画に関する国際動向や先進国における事例などを広く市民に提供し、意識啓発を図ります。	市民協働課

第4章

計画の推進体制

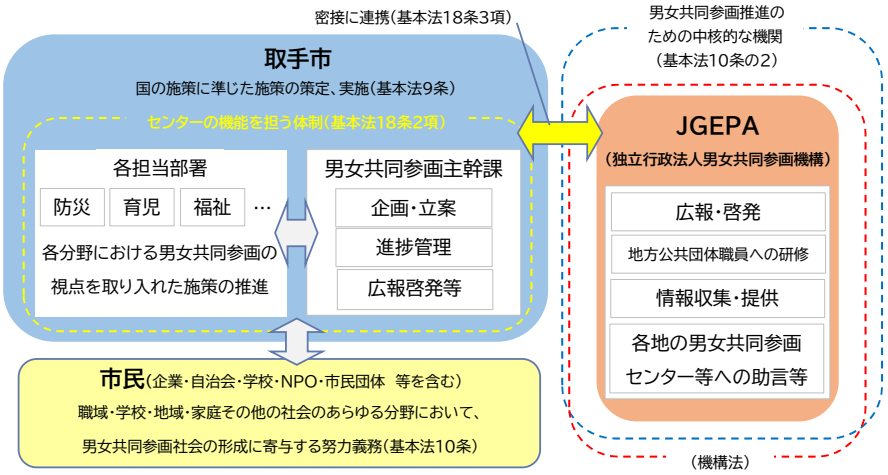
1. 男女共同参画センターの機能を担う体制の確保

2025（令和7）年6月、「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年法律第78号）が改正され、地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進において、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（以下「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制の確保に努めることとされました。また併せて、「独立行政法人男女共同参画機構法」（2025（令和7）年6月27日法律第79号）が成立し、2026（令和8）年4月からは国の男女共同参画に関する施策を総合的に行い、また各地の男女共同参画センター等を支援するため、『独立行政法人男女共同参画機構』（Japan Gender Equality Promotion Agency 略称：JGEPA（ジーパ））が設置されました。

これらの法整備を受け、本市では前計画から引き続き、全庁的な連携のもと、基本法第18条第2項に規定する男女共同参画センターとしての機能を担う体制を確保します。

【男女共同参画センターが担うべき5つの業務】

① 地域の課題及びニーズの把握
② 広報・啓発、講座・研修
③ 地域の課題解決のための企画立案等への参画
④ 相談対応
⑤ 地域における様々な関係者との連携



2. 取手市男女共同参画審議会

取手市男女共同参画推進条例第21条に基づき、市の男女共同参画に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、男女共同参画審議会を設置します。男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に係る審議会からの建議内容を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

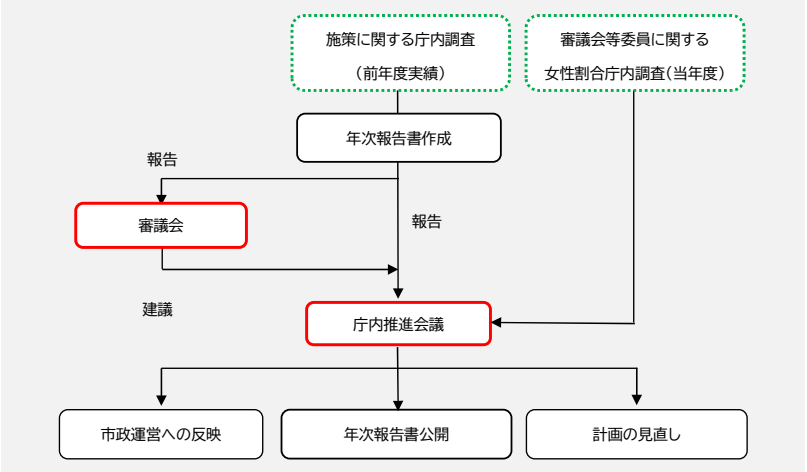
3. 取手市男女共同参画庁内推進会議

取手市男女共同参画庁内推進会議設置要綱に基づき、本市が行う男女共同参画の推進に要する施策を総合的かつ計画的に推進するため、副市長を会長とする取手市男女共同参画庁内推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置します。

推進会議では、男女共同参画計画の毎年度の進捗管理や全庁的な企画調整を行うことにより、男女共同参画施策の効果的な推進を図ります。

4. 進行管理と進捗状況の公表

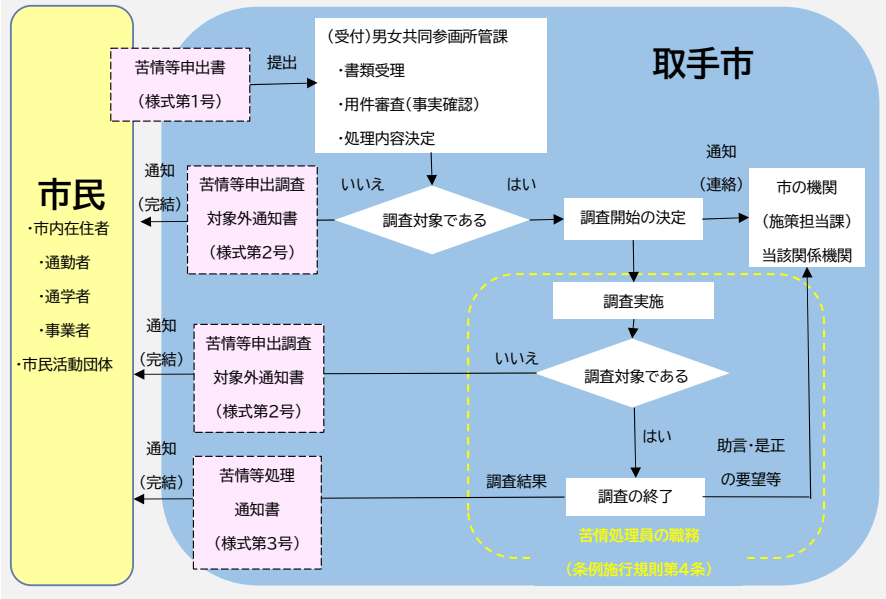
取手市男女共同参画推進条例第14条に基づき、本計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し公表することにより、課題を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげます。なお、事業の評価に当たっては、男女共同参画主管課が各担当部署から前年度の進捗状況をとりまとめのうえ、主要課題に紐づく施策の方向性ごとに評価を行うこととし、その結果に基づいて当該年度に予定している取組内容の見直しをするとともに、翌年度の取組内容を検討します。



5. 取手市男女共同参画苦情処理員

取手市男女共同参画推進条例施行規則第3条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見を処理するため、取手市男女共同参画苦情処理員（以下、「苦情処理員」という。）を設置します。苦情処理員は、関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行います。また、苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行います。

＜苦情処理に係る事務フロー＞



6. 条例、施行規則

○取手市男女共同参画推進条例

平成17年1月4日

条例第1号

目次

前文
第1章　総則（第1条～第8条）
第2章　男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条～第20条）
第3章　取手市男女共同参画審議会（第21条～第23条）
第4章　雑則（第24条）
付則

日本国憲法は，個人の尊重と法の下の平等を定め，性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ，取手市は，男女が互いの人権を尊重し，認め合い，互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し，施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に，子育て支援についての取組は早くから推進してきたが，多様な生き方が可能になる社会の達成には，依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は，首都圏近郊都市として，世帯数の増加傾向も見られるが，特に，核家族の割合が高いという特徴もあり，出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また，男性の遠距離通勤，長時間労働等によって，家事，育児，介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており，真の男女共同参画社会の実現には，なお一層の努力が求められる。

今後，少子高齢化，国際化，情報社会の急速な進展により家庭，地域，社会が大きく変化していく中で，全ての市民が安心して暮らし，そして，取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け，全ての人が平等で生き生きと暮らすことができる活力ある取手を築くことを目指し，市，市民及び事業者が一体となった取組を推進するため，この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は，男女共同参画の推進に関する基本理念を定め，市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，市の施策の基本となる事項を定めることにより，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)男女共同参画　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことをいう。

(2)積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため，必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)性別　生物学的な性別及び社会的又は文化的に形成された性別をいう。

(4)性別等　性別，性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）をいう。

(5)ドメスティック・バイオレンス　配偶者，交際相手等の親密な関係にある者又は当該関係にあった者に対する身体的，性的，心理的，社会的又は経済的暴力をいう。

(6)セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により相手方の生活環境を害し，又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。

(7)事業者　市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条　男女共同参画の推進は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

2　男女共同参画の推進は，社会における制度又は慣行が，男女の社会における活動に対して及ぼす影響について，できる限り配慮し，男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。

3　男女共同参画の推進は，男女が，社会の対等な構成員として，市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行わなければならない。

4　男女共同参画の推進は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の

養育，家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし，かつ，当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

5　男女共同参画の推進は，国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条　市は，男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施しなければならない。

2　市は，男女共同参画の推進に当たっては，国，他の地方公共団体，市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

（市民の責務）

第5条　市民は，基本理念にのっとり，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，自ら積極的に参画するとともに，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条　事業者は，基本理念にのっとり，その事業活動に関し，男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別等による権利侵害の禁止）

第7条　何人も，性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2　何人も，個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3　何人も，あらゆる場において，セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条　何人も，公衆に表示する情報において，性別による固定的な役割分担，セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し，又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章　男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しな

ければならない。

2　市長は，男女共同参画計画の策定をしようとするときは，取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに，市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3　市長は，男女共同参画計画を策定したときは，これを公表しなければならない。

4　前2項の規定は，男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条　市は，男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（教育における男女共同参画の推進）

第11条　市は，学校教育及び社会教育において，男女共同参画の推進に努めるものとする。

（生涯にわたる健康への配慮）

第12条　男女が互いの性を理解し尊重するとともに，妊娠，出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう，市は，教育と啓発に努めるものとする。

（情報の収集及び分析）

第13条　市は，男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため，必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（年次報告）

第14条　市長は，男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し，これを公表しなければならない。

（男女共同参画推進月間）

第15条　男女共同参画の推進について，市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに，男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため，男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2　前項の男女共同参画推進月間は，毎年11月とする。

（市民及び事業者の自主的な活動の支援）

第16条　市は，市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため，情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第17条　市は，男女共同参画の推進について，市民及び事業者の理解を深めるため，広報

活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第18条　市は，男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（積極的改善措置の実施）

第19条　市は，男女共同参画の推進のため，市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において，積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2　市は，男女共同参画の推進のため，附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては，積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情等の処理）

第20条　市民又は市内に通勤し，若しくは通学する者は，男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見（以下「苦情等」という。）を市長に申し出ることができる。

2　市長は，前項の規定による苦情等の申出があったときは，関係機関との連携を図り，適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章　取手市男女共同参画審議会

（設置等）

第21条　市長の諮問に応じ，男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため，取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は，次に掲げる事項に関して調査審議するとともに，必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1)男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

（組織）

第22条　審議会は，委員15人以内をもって組織する。

2　前項の委員のうち，男女のいずれか一方の委員の数は，同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(2)関係機関又は団体から推薦を受けた者

(3)市民

(任期)

第23条　委員の任期は，2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2　委員は，再任されることができる。

第4章　雑則

(委任)

第24条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付　則

(施行期日)

1　この条例は，公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプランについては，第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間，同項の男女共同参画計画とみなす。

付　則(令和4年条例第7号)

この条例は，令和4年4月1日から施行する。

○取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年1月4日

規則第1号

(趣旨)

第1条　この規則は，取手市男女共同参画推進条例(平成17年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条　条例第20条第1項に規定する苦情等の申出をすることができる者は，次に掲げる者とする。

(1)市内に住所を有し，又は通勤し，若しくは通学する者

(2)営利を目的にするか否かを問わず，市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2　前項に規定する申出は，苦情等申出書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第3条　条例第20条第1項の規定により申出のあった苦情等を処理するため，取手市男女共同参画苦情処理員(以下「苦情処理員」という。)を置く。

2　苦情処理員は，3人以内とし，人格が高潔で，男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3　苦情処理員の任期は，2年とする。ただし，補欠の苦情処理員の任期は，前任者の残任期間とする。

4　苦情処理員は，再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第4条　苦情処理員は，次に掲げる職務を行う。

(1)条例第20条第2項に規定する関係機関と連携を密にして，速やかに対応処理を行うこと。

(2)苦情等に係る調査を行い，当該関係者に対し，助言，是正の要望等を行うこと。

2　苦情処理員は，それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。

3　苦情処理員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も，ま

た同様とする。

（調査しない申出）

第5条　市長は，次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については，調査しないものとする。

(1)判決，裁決等により確定した事項

(2)裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項

(4)議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5)年度内に同一人が行った同一申出に関する事項

(6)前各号に掲げるもののほか，苦情処理員が調査等を行うことが適当でないと市長が認める事項

2　市長は，前項の規定に該当する場合においては，申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書（様式第2号）により当該申出をした者に通知するものとする。

（苦情等処理の通知）

第6条　市長は，苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは，速やかにその内容を苦情等処理通知書（様式第3号）により当該申出をした者に通知するものとする。

（関係機関との連携）

第7条　条例第20条第2項に規定する関係機関とは，次に掲げるものをいう。

(1)人権相談，法律相談，取手市ドメスティック・バイオレンス相談，行政相談その他の市における相談業務を実施している機関

(2)茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会

(3)前2号に掲げるもののほか，市長が必要と認める機関

（審議会）

第8条　条例第21条第1項に規定する取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3　副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

（審議会の会議）

第9条　審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会長が議長となる。

2　会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4　審議会は，審議のため必要があると認めるときは，会議に委員以外の出席を求め，その説明若しくは意見を聴き，又は必要な資料の提出を求めることができる。

5　会議は，原則として公開する。ただし，出席した委員の過半数が必要と認めるときは，当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

6　前各項に定めるもののほか，会議の運営等に関し必要な事項は，会長が会議に諮り定める。

（オンライン会議システムによる会議の開催等）

第9条の2　会長は，次に掲げる場合に該当するときは，映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

(1)災害の発生，感染症のまん延等やむを得ない理由により審議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合

(2)公務，疾病，看護，介護，出産，配偶者の出産補助，育児，忌引，災害その他やむを得ない理由により審議会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した審議会の開会の求めがある場合

(3)前2号に掲げるもののほか，会長が特に必要と認める場合

2　前項の場合において，委員は，オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは，あらかじめ会長の許可を得なければならない。

3　前項の規定により会長の許可を得て会議に出席した委員は，会議に出席したものとみなす。

4　前3項に定めるもののほか，オンライン会議システムを活用した会議の運営等に関し必要な事項は，会長が会議に諮り定める。

（審議会の委員等）

第10条　条例第22条第3項第2号に規定する関係機関又は団体とは，次に掲げるものをいう。

(1)男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体

(2)前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める機関又は団体

2　条例第22条第3項第3号に規定する市民とは，市内に住所を有し，又は市内に通勤する18歳以上の者をいう。

（庶務）

第11条　審議会の庶務は，総務部において処理する。

（その他）

第12条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

付　則

この規則は，公布の日から施行する。

付　則（平成17年規則第78号）

この規則は，平成17年3月28日から施行する。

付　則（平成18年規則第22号）

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

付　則（平成19年規則第56号）

この規則は，公布の日から施行する。

付　則（平成20年規則第17号）

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

付　則（平成26年規則第12号）

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

付　則（令和4年規則第40号）

この規則は，公布の日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

苦情等申出書

年　月　日

取手市長　殿

（申出人）氏　名　法人その他の団体にあっては
名称及び代表者の氏名

住　所　法人その他の団体にあっては
事務所の所在地

電話番号　（　　）　―

取手市男女共同参画推進条例第20条第１項の規定により，次のとおり申出します。

苦情申出の趣旨	
申出の理由	
他の機関への相談等の状況	□ している　□ していない
特記事項	

様式第２号(第５条関係)

苦情等申出調査対象外通知書

年　月　日

様

取手市長

年　月　日付の申出につきましては，下記の理由により調査しないこととしたので，取手市男女共同参画推進条例施行規則第５条第２項の規定により，次のとおり通知します。

記

調査しない理由

様式第３号(第６条関係)

苦情等処理通知書

年　月　日

様

取手市長

取手市男女共同参画推進条例施行規則第６条の規定により，次のとおり苦情等処理内容を通知します。

苦情等の申出日	年　月　日
苦情申出の趣旨 （概　要）	
苦情等の処理内容	
添付資料	
連絡事項等	

資料編

年表（主な出来事）

実施年	世界	国	茨城県	取手市	備考
1972（昭和47）	国連総会で「国際婦人年（1975 年）」を決議				
1975（昭和50）	国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択				
1977（昭和52）		「世界行動計画」（1975（昭和50）年）を受け、「国内行動計画」策定			
1979（昭和54）	国連総会で「女子差別撤廃条約」採択				
1985（昭和60）	「国際婦人の10年ナイロビ世界会議」開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」（1979（昭和54）年）に批准			
1986（昭和61）		男女雇用機会均等法 施行			
1991（平成3）			女性行動計画「いばらきローズプラン21」策定		
1992（平成4）		（育児・介護休業法※1） 施行			※1 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」
1993（平成5）	「世界人権会議」開催（ウイーン） 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択				
1999（平成11）		男女共同参画社会基本法 施行			
2000（平成12）				女と男ともに輝くとりでプラン※2 策定	※2 第一次取手市男女共同参画計画
2001（平成13）		（DV 防止法）施行	茨城県男女共同参画推進条例 制定・施行	「女と男ともに輝くとりでプラン実施計画」策定	
2001（平成14）			茨城県男女共同参画基本計画 策定		
2005（平成17）				「取手市男女共同参画推進条例」施行	
2010（平成22）	国連グローバル・コンパクト、国連婦人開発基金 「女性のエンパワーメント原則」（WEPs※3）共同作成				※3 Women’s Empowerment Principles
2015（平成27）	国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」としてSDGs 採択	（女性活躍推進法）施行			
2018（平成30）		（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）施行			
2019（令和元）			いばらきパートナーシップ宣誓制度 制定		
2021（令和3）			いばらきダイバーシティ宣言 キックオフ		
2022（令和4）				「第四次取手市男女共同参画計画」策定	
2023（令和5）		（LGBT 理解増進法）施行			
2024（令和6）		（女性支援新法※4）施行		「いばらきダイバーシティ宣言」登録	※4 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を規定
2025（令和7）		（女性活躍推進法）改正及び延長（2035（令和 17）まで）	（全国知事会）共同宣言※5		※5 「多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言」（国民へのメッセージ）
2026（令和8）		「第6次男女共同参画基本計画」策定 「（LGBT 理解増進法）基本計画」策定	「茨城県男女共同参画基本計画（第5次）」策定		

計画策定までの経過

日程		取組
2025(令和7)年	10月	男女共同参画に係る市民・事業所意識調査実施
2026(令和8)年	5月29日	令和8年度　第1回　取手市男女共同参画審議会 ・諮問 ・議事　計画策定スケジュール案の報告 ・議事　計画案の報告(体系)
	6月26日	令和8年度　第2回　取手市男女共同参画審議会 ・議事　計画案の報告(体系・取組内容)
	8月28日	令和8年度　第3回　取手市男女共同参画審議会 ・議事　計画素案の報告
	10月1日	令和8年度　第1回　取手市男女共同参画庁内推進会議 ・議事　計画素案の審議
	11月5日	令和8年11月庁議 ・市民意見公募(パブリックコメント)の実施を報告
(実施中)	11月16日 ～ 12月16日	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
(予定)	1月29日	令和8年度　第4回　取手市男女共同参画審議会 ・答申

諮問

取市発第106号
令和8年5月29日

取手市男女共同参画審議会
会長　志村　俊晴　殿

取手市長　　中　村　　修

第五次取手市男女共同参画計画について(諮問)

第五次取手市男女共同参画計画を策定するため、取手市男女共同参画推進条例(平成17年1月4日条例第1号)第9条及び第21条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

答申

取手市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱期間：2026（令和8）年4月1日から2028（令和10）年3月31日

（敬称略、会長・副会長以下は五十音順）

氏名	性別	選出区分	備考
しむら　としはる 志村　俊晴	男	識見を有する者	会長
まみや　まちこ 間宮　真知子	女	関係機関・団体推薦	副会長
いのせ　てつや 猪瀬　哲哉	男	関係機関・団体推薦	
かそり　きよし 賀曽利　清	男	関係機関・団体推薦	
かなくぼ　のりこ 金久保　紀子	女	識見を有する者	
しもぞの　あつこ 下園　淳子	女	識見を有する者	

取手市

第五次取手市男女共同参画計画

令和9年3月

編集・発行　取手市　総務部　市民協働課
〒302－8585　取手市寺田5139番地
電　話　0297－74－2141(代表)
Ｍａｉｌ　s-shien@city.toride.ibaraki.jp